

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所
地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第13号 財産の無償譲渡(黒保根地区ブロードバンド設備)について

趣旨・目的

平成23年2月に整備した黒保根地区ブロードバンド設備について、民間事業者へ無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

平成23年2月に、黒保根支所では、民間事業者が採算面で容易に敷設できない黒保根地区へ光ファイバケーブルに係る整備を行いました。今後、多額の維持管理費用が見込まれるため、民間事業者へ無償で譲渡することにより、財政負担の軽減、及び当該地域での利用者へ継続的かつ安定的なブロードバンドサービスの提供を行えるようにするものです。

譲渡財産：黒保根地区ブロードバンド整備事業にて整備した光ファイバケーブル等 一式

譲渡先：東日本電信電話株式会社群馬支店 支店長 井原智直

譲渡日：令和7年4月1日

なお、譲渡に向け令和6年度中に所有者変更に係る調査や手続きを行う予定です。

背景・経過

近年、光ファイバ整備を行った地方公共団体において、その維持管理に係る人材面及び財政面での負担が深刻化しています。こうした背景により、令和2年5月に総務省より「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が示されました。本市もガイドラインに従い今後の経費の削減や安定した運営を継続するため、民間移行への事前協議を進めてきました。